会員・生殖医療専門医/専攻医 各位

重 要 着床前スクリーニング検査を実施した 生殖医療専門医の処遇について

拝啓 日頃より本会へのご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、平成28年6月に地方新聞紙上におきまして、本会の生殖医療専門医が着床前スクリーニング検査を実施し、妊娠・出産に至った、との報道がありました。

本会の基本領域学会である公益社団法人日本産科婦人科学会(以下、日産婦)では会告をもって、受精卵(胚)の着床前診断に対して実施にあたり遵守すべき条件として、「診断する遺伝情報は、疾患の発症に関わる遺伝子・染色体の遺伝学的情報に限られ、スクリーニングを目的としない」との見解を示し、全会員に対してこの見解の遵守をお願いしています。また、本会生殖医療専門医に対しては、基本領域の専門医であることを前提に生殖医療専門医の認定を行っており、かつ日産婦の見解を遵守するよう生殖医療従事者講習会や生殖医療専門医試験を通じて広く啓発していることはご承知おきのことと思います。

つきましては、この報道を受けまして、日産婦と合同で事実内容につきまして平成28年7月25日に聴取を行いました。その際に、実施した生殖医療専門医からも十分にお話を伺う機会を設けました。これら聴取・弁明内容をもとに、その後、平成28年9月9日に生殖医療従事者資格制度委員会において処遇について検討をしたうえで、平成28年度常任理事会、平成28年度第2回通常理事会においてさらに慎重に審議を重ねました。以上の検討の結果、本会としては、本会生殖医療従事者資格制度細則第19条に該当すると判断し、当該生殖医療専門医の資格を喪失させることとしました。

生殖医療専門医は「生殖医療における広い知識、練磨された技能と高い倫理性を備えた医師であり、更に生涯にわたり研修を受け、生殖医療の水準を高める専門性の高い認定資格」であると考えております。今回の報道ならびに処遇については、生殖医療専門医ならびにこれから生殖医療専門医を目指す会員の先生にも今一度、医療の場においての「生殖医療における高い倫理性」についてお考えいただきたいと思います。

なお、今後も、報道に限らず、会員として、または生殖医療専門医として不適切な行為等が見られた場合は、迅速な措置を取らせていただきますとともに、 各資格そのものについて理事会等で審議いたします。 会員ならびに生殖医療専門医/専攻医の皆様の十分なご配慮と品格あるご対応をお願いしたいと思います。

敬具

以上 平成 28 年 11 月 一般社団法人日本生殖医学会 理事長 苛原 稔 生殖医療従事者資格制度委員会 委員長 大須賀穣